

令和8年度

富山県立雄峰高等学校PTA、教育振興会

定期総会

日時 令和8年5月20日(水) 16時

会場 富山県立雄峰高等学校 3階 会議室

総会次第

- 1 開会
- 2 P T A 会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議事
 - 1) 令和7年度 事業報告
 - 2) 令和7年度 決算報告
 - 3) 令和7年度 会計監査報告
 - 4) 新役員選出
 - 5) 新役員紹介
 - 6) 令和8年度 事業計画(案)
 - 7) 令和8年度 予算(案)
- 6 学校の近況
- 7 その他
- 8 閉会

令和7年度 事業報告

I PTA事業

	昼間単位制	夜間単位制	通信制
R7年4月	前期入学式 (8) 会計監査 (22)		
5月	第1回PTA役員会・定期総会、授業・スクーリング参観 (14)		個別懇談会 (26~28)
6月	富山県高等学校定時制通信制体育大会 (14) さわやか運動 (17~20) 富山県高等学校定時制通信制陸上競技大会 (22)		
	1・2年次保護者会 (23~27)	保護者会 (18~20)	
7月	3・4年次保護者会 (3, 4, 7, 9, 10)		校内生活体験発表会 (6, 7, 9)
	全国高等学校総合文化祭 [香川] (7/26~7/31)		
9月	校内生活体験発表会 (4)		中部地区生活体験発表会 (6)
	前期卒業式・卒業記念品贈呈 (25)		
10月	後期入学式 (1) 第2回PTA役員会 (3) 富山県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会 [教育文化会館] (16) 北信越高等学校定時制通信制総合体育大会 [福井県] (18~19) さわやか運動 (21~24) 第3・4回PTA研修会 (10/31~11/1)		
11月	学園祭・学遊祭 (1) 富山県高等学校総合文化祭 (7~9)		
			個別懇談会 (25~27)
12月	2年次保護者会 (15~19)	保護者会 (17~19)	
R8年2月	第5回PTA役員会 (6)		
	1・3・4年次保護者会 (18~19)	校内生活体験発表会 (20)	
3月	PTAだより発行 後期卒業式・卒業記念品贈呈 (3)		

II 富山県高等学校PTA連合会関係事業

月	日	曜日	事業	場所	参加人数
6	3	火	富山県高等学校PTA連合会定期総会	タワー111	P3 T1
	27	金	富山地区高等学校PTA指導者研修会	富山中部高校	P2 T2
7	11	金	北信越高等学校PTA連合会研究大会	福井県福井市	P1 T1
	12	土			
	19	土	富山県社会教育大会	婦中ふれあい館	P1 T1
8	21	木	全国高等学校PTA連合会大会	三重県津市	P1 T1
	22	金			
10	21	木	富山県高等学校PTA大会・指導者研修会	ホテルグランテラス富山	P2 T3

令和 7 年度 P T A 会計決算書

富山県立雄峰高等学校

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	収入未済額	摘 要
繰越金	1,351,623	1,351,623	0	令和6年度から繰越
会費	982,800	994,200	△ 11,400	◎1,200円×(昼間夜間単位制430名、通信295名、教職員91名) ◎600円×(昼間夜間単位制3名、通信22名)
補助金	20,000	20,000	0	高P連補助金
雑収入	77	7,493	△ 7,416	預金利息等
合 計	2,354,500	2,373,316	△ 18,816	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引残額	摘 要
運営費	570,000	303,363	266,637	
活動費	300,000	200,979	99,021	高P連会費、研修費等
会議費	20,000	1,944	18,056	役員会お茶
庶務費	50,000	4,290	45,710	資料用紙、連絡用切手等
慶弔費	100,000	30,150	69,850	香典代
広報費	100,000	66,000	34,000	PTAだより第27号発行
事業費	1,480,000	728,224	751,776	
行事費	350,000	125,770	224,230	学園祭助、卒業証書ファイル等
学習指導費	80,000	11,000	69,000	実験実習用消耗品等
進路指導費	100,000	11,263	88,737	小論文対策テキスト、進路講演会等講師お茶等
生徒活動費	300,000	37,150	262,850	生活体験発表会等補助
負担金	500,000	439,031	60,969	高体連・高文連会費等
保健衛生費	150,000	104,010	45,990	生徒健康診断補助、YUHOルーム講座用品等
予備費	304,500	0	304,500	
合 計	2,354,500	1,031,587	1,322,913	

【差引残額】

(単位:円)

収入決算額	2,373,316	
支出決算額	1,031,587	
差引残額	1,341,729	令和8次年度へ繰越

令和 7 年度 教育振興会会計決算書

富山県立雄峰高等学校

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	収入未済額	摘 要
繰越金	1,333,626	1,333,626	0	前年度より
会費	828,850	831,950	△ 3,100	下記のとおり
副教材費	1,500,000	1,289,780	210,220	レポート代(通信・昼間・夜間)
雑収入	24	2,365	△ 2,341	預金利息
合 計	3,662,500	3,457,721	204,779	

(会費内訳)

前期入学生・転編入学生・在校生	後期入学生・転編入学生・復活生
昼間夜間単位制 1,400円×430人 = 602,000円	昼間夜間単位制 700円×3人 = 2,100円
通信制 750円×295人 = 221,250円	通信制 300円×22人 = 6,600円

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引残額	摘 要
特別活動費	200,000	0	200,000	研修会講師依頼郵送・謝金・旅費
大会助成費	400,000	204,115	195,885	全国・北信越高校定時制通信制体育大会等参加助成
教科活動費	1,500,000	1,292,555	207,445	レポート印刷等
負担金	650,000	599,450	50,550	富山県高等学校定時制通信制教育振興会費等
予備費	912,500	1,320	911,180	祝電代
合 計	3,662,500	2,097,440	1,565,060	

【差引残額】

(単位:円)

収入決算額	3,457,721	
支出決算額	2,097,440	
差引残額	1,360,281	令和8年度へ繰越

富山県立雄峰高等学校PTA

会計監査報告書

令和7年度PTA会計収支決算書類及び執行状況を監査した結果
について、次のとおり報告します。

1 監査実施日及び場所

令和8年4月28日(火)

富山県立雄峰高等学校 小会議室

2 監査結果

帳簿、証拠書類及び執行状況について、詳細に監査した結果、
別紙決算書のとおり相違ないことを確認しました。

令和8年4月28日

会計監査

会計監査

富山県立雄峰高等学校教育振興会

会計監査報告書

令和7年度教育振興会会計収支決算書類及び執行状況を監査した結果について、次のとおり報告します。

1 監査実施日及び場所

令和8年4月28日（火）

富山県立雄峰高等学校 小会議室

2 監査結果

帳簿、証拠書類及び執行状況について、詳細に監査した結果、別紙決算書のとおり相違ないことを確認しました。

令和8年4月28日

会計監査

会計監査

令和8年度 P T A役員名簿(案)

氏名	所属	クラス	
会長	昼間単位制	掲載せず。	
	昼間単位制		
	副会長		昼間単位制
			夜間単位制
	顧問		雄峰高等学校 校長
	会計監査		昼間単位制
			昼間単位制
	委員		昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			昼間単位制
			夜間単位制
			夜間単位制
			夜間単位制
夜間単位制			
夜間単位制			
夜間単位制			
通信制			
通信制			
通信制			
通信制			
幹事	副校長	—	
	昼間単位制教頭	—	
	夜間単位制教頭	—	
	通信制教頭	—	
	県民カレッジ富山地区センター副所長	—	
	事務長	—	
	総務部長(昼)	—	
	総務部(昼)	—	
	総務部(昼)	—	
	総務部(昼)	—	
	総務部(昼)	—	
	総務部(夜)	—	
総務部(夜)	—		
総務部(通)	—		
総務部(通)	—		

個人情報保護のため掲載せず。

令和8年度 事業計画 (案)

I PTA事業

	昼間単位制	夜間単位制	通信制
R8年4月	前期入学式 (8)		
	会計監査 (28)		
5月	第1回PTA役員会・定期総会、授業・スクーリング参観 (20)		
6月	富山県高等学校定時制通信制体育大会 (13)		
	さわやか運動 (16~19)		
	富山県高等学校定時制通信制陸上競技大会 (21)		
	1・2年次保護者会 (22~26)	保護者会 (17~19)	個別懇談会 (1, 3, 4)
7月	3・4年次保護者会 (6, 8, 9, 10)		校内生活体験発表会 (12, 13, 15)
	全国高等学校総合文化祭〔秋田〕 (7/26~8/1)		
9月	校内生活体験発表会		中部地区生活体験発表会 (5)
	前期卒業式・卒業記念品贈呈 (25)		
10月	後期入学式 (1)		
	第2回PTA役員会 (2)		
	富山県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会〔教育文化会館〕 (15)		
	北信越高等学校定時制通信制総合体育大会〔長野県〕 (17~18)		
	さわやか運動		
	第3, 4回PTA研修会 (30, 31) 学園祭・学遊祭 (31)		
11月	富山県高等学校総合文化祭 (6~8)		
			個別懇談会 (24~26)
12月	2年次保護者会 (14~18)	保護者会 (16~18)	
R9年2月	第5回PTA役員会 (5)		
	1・3・4年次保護者会	校内生活体験発表会 (19)	
3月	PTAだより発行		
	後期卒業式・卒業記念品贈呈 (2)		

II 富山県高等学校PTA連合会関係事業

月	日	曜日	事業	場所	参加人数
6	4	木	富山県高等学校PTA連合会定期総会	富山電気ビルディング	P3 T1
	26	金	富山地区高等学校PTA指導者研修会	富山中部高等学校	P3 T2
7	9	木	北信越高等学校PTA連合会研究大会	石川県金沢市	P1 T1
	10	金			
	25	土	富山県社会教育大会	婦中ふれあい館	P1 T1
8	20	木	全国高等学校PTA連合会大会	大分県	P1 T1
	21	金			
10	20	火	富山県高等学校PTA大会・指導者研修会	ホテルグランテラス富山	P3 T2

令和 8 年度 PTA会計予算書 (案)

富山県立雄峰高等学校

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
繰越金	1,341,729	1,351,623	△ 9,894	前年度より
会費	890,400	982,800	△ 92,400	@1,200円×742人 (昼間342人・夜間40人・通信270人・教職員90人)
補助金	20,000	20,000	0	高P連補助金
雑収入	1,871	77	1,794	預金利息等
合 計	2,254,000	2,354,500	△ 100,500	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
運営費	570,000	570,000	0	
活動費	300,000	300,000	0	高P連会費及び各種大会参加経費等
会議費	20,000	20,000	0	役員会、総会費等
庶務費	50,000	50,000	0	通信費、事務用品等
慶弔費	100,000	100,000	0	香典、弔電等
広報費	100,000	100,000	0	PTAだより(年1回発行)
事業費	1,480,000	1,480,000	0	
行事費	350,000	350,000	0	学園祭等補助・卒業証書ファイル等
学習指導費	80,000	80,000	0	実験実習用消耗品等
進路指導費	100,000	100,000	0	進路指導講話等
生徒活動費	300,000	300,000	0	生活体験発表会助成等
負担金	500,000	500,000	0	各種協議会会費(高体連・高文連等)
保健衛生費	150,000	150,000	0	生徒健康診断等
予備費	204,000	304,500	△ 100,500	
合 計	2,254,000	2,354,500	△ 100,500	

令和 8 年度 教育振興会会計予算書(案)

富山県立雄峰高等学校

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
繰越金	1,360,281	1,333,626	26,655	前年度より
会費	737,300	828,850	△ 91,550	下記のとおり
副教材費	1,500,000	1,500,000	0	レポート代(通信・夜間・昼間)
雑収入	1,419	24	1,395	預金利息等
合 計	3,599,000	3,662,500	△ 63,500	

(会費内訳)	昼間単位制	1,400円×342人＝	478,800円
	夜間単位制	1,400円×40人＝	56,000円
	通信制	750円×270人＝	202,500円

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
特別活動費	200,000	200,000	0	講演会助成等
大会助成費	400,000	400,000	0	全国・北信越高等学校定時制通信制体育大会等大会出場生徒助成
教科活動費	1,500,000	1,500,000	0	レポート印刷代
負担金	650,000	650,000	0	富山県高等学校定時制通信制教育振興会会費等
予備費	849,000	912,500	△ 63,500	
合 計	3,599,000	3,662,500	△ 63,500	

富山県立雄峰高等学校PTA会則

第1条 (名称)

本会は、富山県立雄峰高等学校PTAと称し、事務局を同校に置く。

第2条 (目的)

本会は、学校・家庭・職場、またはこれに準ずる機関の密接な相互連携のもとに、生徒の福祉増進をはかり、教育の充実発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭の相互の連絡、親睦に関する事
- (2) 生徒の修学の援助や健康の増進に関する事
- (3) 教育の施設、設備の充実に関する事
- (4) 教育の改善のための調査・研究の助成に関する事
- (5) 会員及び生徒の慶弔に関する事
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事

第4条 (会員)

本会は、本会の目的に賛同する次の該当者をもって組織する。

- (1) 生徒の保護者またはこれに準ずる者
- (2) 学校に勤務する教職員
- (3) 生徒の雇用主またはこれに準ずる者、及び本会の趣旨に賛同する者

第5条 (役員構成)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長……………1名
- (2) 副会長……………若干名
- (3) 顧 問……………若干名
- (4) 会計監査……………2名
- (5) 委 員……………若干名
- (6) 幹 事……………若干名

第6条 (役員の仕事)

役員は次の仕事をもち、常時、本会の目的達成に努める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 顧問は、会長の諮問に応じ、重要事項を評議する。
- (4) 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 委員は、会務を掌理する。
- (6) 幹事は、本会の運営に伴う庶務、会計を担当する。

第7条 (役員を選出)

役員のうち、会長、副会長、委員、会計監査は総会において選出し、顧問及び幹事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第8条 (役員の仕事)

役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充による役員は、前任者の残存期間とする。

第9条（総会）

本会は、年1回、定期総会を開く。ただし、会長が必要と認めたとき、臨時に開くことができる。

総会は、会長が招集し、定期総会では、次の議事を処理する。

- (1) 会則の制定、変更
- (2) 事業計画並びに予算及び決算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) 役員会における決議事項の承認
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第10条（役員会）

役員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業の企画
- (2) 予算、決算に関すること
- (3) その他、会の運営上必要な事項

第11条（会費）

本会の会費は、総会において承認を受ける。

第12条（経費）

本会の経費は、会員の会費、寄付金及びその他をもってこれにあてる。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

なお、会長は本会の庶務、会計等の事務を校長に委任するものとする。

第14条（会則の変更）

本会の会則の変更は、総会の承認を必要とする。

付則

- (1) 本会の会則は、平成11年4月1日より施行する。
- (2) 平成12年4月1日一部改正する。
- (3) 平成18年5月18日一部改正する。
- (4) 平成19年5月8日一部改正する。

慶弔規定内規

本会の会員及び生徒に慶事、弔事があったときは、次の基準により慶弔の意を表す。

- (1) 慶事
会員に慶事（叙勲等）があったときは、祝意を表す。
- (2) 弔事
会員及び生徒が死亡したときは、香典（10,000円）をおくる。
- (3) その他
(1)～(2)以外の慶弔の事例が生じたときは、その都度協議する。

この規定内規は平成12年4月1日より施行する。

この規定内規は平成18年5月18日一部改正する。

この規定内規は平成19年5月8日一部改正する。

富山県立雄峰高等学校教育振興会会則

第1条 (名称)

本会は、富山県立雄峰高等学校教育振興会と称し、事務局を同校に置く。

第2条 (目的)

本会は、富山県立雄峰高等学校の教育活動を援助し、その教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学習活動の充実に関すること
- (2) 生徒活動の充実に関すること
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること

第4条 (会員)

本会は、本会の目的に賛同する次の該当者をもって組織する。

- (1) 富山県立雄峰高等学校PTA会員
- (2) 本会の趣旨に賛同する者

第5条 (役員構成)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長……………1名
- (2) 副会長……………若干名
- (3) 会計監査……………2名
- (4) 委 員……………若干名
- (5) 幹 事……………若干名

第6条 (役員の任務)

役員は次の任務をもち、常時、本会の目的達成に努める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び役員会を招集する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する
- (3) 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する
- (4) 委員は、会務を掌理する
- (5) 幹事は、本会の運営に伴う庶務、会計を担当する

第7条 (役員を選出)

役員は、総会において承認されたPTA役員が教育振興会の役員を兼任するものとする。

第8条（総会）

本会は、年1回、定期総会を開く。ただし、会長が必要と認めるとき、臨時に開くことができる。

総会は、会長が招集し、定期総会では、次の議事を処理する。

- (1) 会則の制定、変更
- (2) 事業計画並びに予算及び決算の承認
- (3) 役員会における決議事項の承認
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

第9条（役員会）

役員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業の企画
- (2) 予算、決算に関すること
- (3) その他、会の運営上必要な事項

第10条（会費）

本会の会費は、総会において承認を受ける。

第11条（経費）

本会の経費は、会員の会費、寄付金及びその他をもってこれにあてる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

なお、会長は、本会の庶務、会計等の事務を校長に委任するものとする。

第13条（会則の変更）

本会の会則の変更は、総会の承認を必要とする。

付則

本会の会則は、平成19年5月8日から施行する。

令和8年5月20日

保護者の皆様へ

富山県立雄峰高等学校
校長 杉山 紀子
PTA会長 大引 光

学校における働き方改革へのご理解及びご協力をお願い

日頃より、本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、近年、学校を取り巻く教育環境は大きく変化しており、教職員には授業改善や児童生徒一人一人に寄り添った指導がこれまで以上に求められています。一方で、教職員の長時間勤務が社会的な課題となっており、教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を整えることは、子どもたちのよりよい学びを保障するために不可欠です。このことから、学校とPTAが共通認識を持ち、協力して教育環境の改善に取り組む必要があると考えております。つきましては、保護者の皆様におかれましても、以下の点についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 連絡・相談の時間帯について

電話やご来校によるご相談は、原則として教職員の勤務時間内をお願いいたします。

本校の教職員の勤務時間ならびに電話受付対応時間は、

事務部(代表電話 076-441-4951)	平日	8:30 ~ 17:00
昼間単位制(直通 076-441-4952)	平日	8:30 ~ 17:00
専攻科(直通 076-441-5167)	平日	8:30 ~ 17:00
夜間単位制(直通 076-441-4953)	平日	13:15 ~ 21:45※(夜間生徒専用)
通信制(直通 076-441-5164)	日~木(※)	8:30 ~ 17:00

※ 長期休業期間等、時期により異なる場合があります

事務部および昼間単位制、通信制、専攻科は、17:00をもって電話受付対応業務を終了いたします。17:00以降の電話連絡はお控えくださいますようお願い申し上げます。また、17:00以降、夜間単位制は授業等のため、他課程(昼間・通信・専攻科)や事務部に関するお問い合わせは受けできません。上記電話受付対応時間内におかけ直してください。

緊急のご連絡につきましては、年度当初にお示した学校指定の連絡方法をご活用ください。

2 放課後、休日、長期休業中の電話・メール対応について

放課後、休日、長期休業中は、教職員が対応できない場合があります。メールや連絡アプリへの返信等についても、即時対応が困難であることについて、あらかじめご理解ください。

3 欠席・遅刻等の連絡について

欠席・遅刻等の連絡は、原則として安心・安全メールにてお願いいたします。

※詳細な相談が必要な場合は、各課程の勤務時間内に別途ご連絡ください。

4 行事・部活動の見直しについて

学校行事や部活動についても、教育的意義を踏まえつつ、内容や方法を見直す場合があります。

5 学校外でのトラブルについて

放課後や休日、登下校後など、学校の管理下でない時間・場所で起こったトラブルについては、原則として保護者の皆様にご対応をお願いしております。危険が伴う事案や緊急性の高い場合は、関係機関(警察・児童相談所等)への相談もご検討ください。

最後に、子どもたちの健やかな成長には、学校での教育と家庭でのしつけや生活習慣の形成が相互に補い合うことが大切です。生活リズムの確立、基本的な生活習慣、他者を思いやる態度、言葉遣いや行動の在り方などについては、ご家庭での継続的な関わりと見守りをお願いいたします。また、家庭での過ごし方や友人関係、情報機器の利用等についても、日頃からお子様と話し合い、社会性や判断力を育む機会としていただければ幸いです。保護者の皆様と学校が相互に理解し合い、協力しながら子どもたちの成長を支えていけるよう、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。